

別表 本件訴訟開始年度(平成18年11月)以降の

伊藤忠らによるロイヤルの販売妨害による販売足数の推移とロイヤルの損害表

決算期	コンバースソフトウェア商標権行使期間	売上高	販売足数	基準34期 販売足数実績	販売減足数
	決算対象期間				34期との差数
35期	平成18年10月1日～平成19年9月30日	934,463,863	②	①	①-② ▲ 48,879
36期	平成19年10月1日～平成20年9月30日	234,762,837	③	①	①-③ ▲ 340,064
37期	平成20年10月1日～平成21年9月30日	69,265,471	④ 22,513	①	①-④ ▲ 391,084
	35期～37期にかけ販売足数減合計				▲ 780,027

- (1) 乙94号証で算出の限界利益額、1足あたり204円を基にコンバースシューズの販売減足数を乗じて逸失利益を算定する。

$$\text{逸失利益額} \quad 780,027 \text{足数} \times 204 \text{円} = 159,125,508 \text{円} \quad - \text{⑤}$$

- (2) 伊藤忠らによる不正競争防止法、独占禁止法の各違反その他の販売妨害の各不法行為によって発生したロイヤルによる損害の賠償請求額。

(イ) 伊藤忠らによる不法行為によってロイヤルは、35期以降売上に影響が出始め、34期に足売り上げていたものが、35期には足(34期比▲48,879足)、36期には足(34期比▲340,064足)、37期には22,513足(34期比▲391,084足)と総計▲780,027足もの大打撃を被った。

(ロ) そもそも、伊藤忠らによる裁判の優位性を盾にしたロイヤルの得意先への徹底的な販売妨害活動(例えば、乙132号証の伊藤忠ら代理人からの警告の内容証明参照)がなければ、コンバースシューズは順調に販売できていたのである。

ロイヤルは、35期から37期まで販売逸失足数 780,027足に乙94号証で算出した1足あたりの限界利益 204円を積算した⑤ 159,125,508円の損害利益の50%

$$159,125,508 \text{円} \times 50\% = 79,562,754 \text{円}$$

を(1)の逸失利益としての損害額として請求することにする。

(ハ) 50%としたのは、相当因果関係存否の観点から、少なくとも逸失利益の半額は伊藤忠らの不法行為との相当因果関係が条理上当然に存すると判断したからである。